

改正後	現行
<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三分野保険 保険業法施行規則（以下「規則」という。）<u>第六</u>条第一項第十一号に規定する三分野保険（削る）</p> <p>二 (略)</p> <p>(金融庁長官が定める基準) 第二条 規則第八十条及び第百五十八条に規定する金融庁長官が定める基準とは、<u>第四条及び別表で定める基準のほか、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準（以下「認定基準」という。）とする。</u></p> <p>(三分野保険の責任準備金の健全性の確認) 第三条 三分野保険について、<u>法第百二十一条第一項第一号（法第百九十九条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）</u>に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、併せて認定基準による確認を行うものとする。</p>	<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三分野保険 保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）<u>第三条第四項第二号又は同条第五項第二号に規定する保険</u>（削る）<u>第一号収支分析 第二条に規定する認定基準により、法第百二十一条第一項第一号（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項の確認をすること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(金融庁長官が定める基準) 第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）<u>第八十条及び第百五十八条に規定する金融庁長官が定める基準とは、第四条及び別表で定める基準のほか、法第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準（以下「認定基準」という。）とする。</u></p> <p>(三分野保険の責任準備金の健全性の確認) 第三条 三分野保険について、<u>法第百二十一条第一項第一号に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、併せて認定基準による確認を行うものとする。</u></p>

(負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の認定基準による確認での取扱い)

第四条 負債十分性テストにより追加責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分(過去において追加責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責任契約区分」という。)がある場合の認定基準による法第二百一十一条第一号に掲げる事項の確認は、当該追加責任契約区分の発生率として負債十分性テストの実施期間については負債十分性テストで用いた危険発生率を使用するものとする。

2 前項の確認においては、当該追加責任契約区分に対する責任準備金の額に対応した資産の額から責任準備金の額を控除した額が、追加責任契約区分以外の責任準備金の積立て財源として充てられないものとする。

(負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の一号収支分析での取扱い)

第四条 負債十分性テストにより追加責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分(過去において追加責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責任契約区分」という。)がある場合の一号収支分析は、当該追加責任契約区分の発生率として負債十分性テストで用いた危険発生率を使用することとし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額よりも大きいかどうかを確認する方法で行うものとする。ただし、一号収支分析における第二号に掲げる額に相当する額が、追加責任契約区分以外の責任準備金の積立て財源として充てられないことを確認できるその他の合理的な方法を用いてもよい。

一 一号収支分析の責任準備金の不足を判断する期間における各年度の責任準備金対応資産の額から責任準備金の額を控除した額
二 当該追加責任契約区分に対する負債十分性テストの、前号の各年度に対応する年度における責任準備金対応資産の額から責任準備金の額を控除した額

別表

<p>I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. <u>十年国債利回り</u> 基準日の属する月に発行された利付国庫債券（10年）の償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。</p> <p>9. <u>利差率</u> 十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における平成8年大蔵省告示第48号第4項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。</p> <p>～ . (略)</p> <p>・ 負債十分性テストの実施要領 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らか場合は、必要な補正を行うものとする。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. <u>金利は、少なくとも以下の金利シナリオを含まなければならないものとする。</u> <u>十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎年度期首に、利差率を5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの</u> <u>十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの</u></p> <p>7. ～ 11. (略)</p>

別表

<p>I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>～ . (略)</p> <p>・ 負債十分性テストの実施要領 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らか場合は、必要な補正を行うものとする。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. <u>金利は、認定基準により行う1号収支分析を行う際に適用する金利とする。</u></p> <p>7. ～ 11. (略)</p>
--